

(公 印 省 略)

2 建 第 2 4 0 3 号
令和 3 年 3 月 1 日

各協会・団体の長 殿
(広 報 担 当)

福岡県建築都市部建築指導課長

「緊急事態措置の解除とその後の対応について」の
周知活動のお願い (依頼)

日頃より、福岡県の建築物・まちづくり等に関する施策について、ご理解・ご協力いただきますとともに、ご多忙の中、新型コロナウイルス感染症対策の周知にご協力いただき、併せて感謝申し上げます。

国は、令和 3 年 2 月 2 8 日をもって、本県を含む 2 府 4 県を緊急事態宣言の対象地域から解除することを決定しました。しかしながら、これで新型コロナが収束したわけではなく、県内の状況は、引き続き、県民及び事業者の皆様に対する新型コロナウイルス感染防止対策に関する要請を継続せざるを得ない状況にあります。

本県新型コロナウイルス感染症対策本部において、国の方針に基づき、同日付けで「緊急事態措置の解除とその後の対応について」を定めました。

つきましては、貴団体の会員に対して、別添資料の内容について周知していただきますようお願いいたします。

ご多忙の中でのお願いで恐縮しておりますが、今般の県内の状況についてご理解の上、ご協力いただきますようお願いいたします。

< 別添資料 >

- ・ 緊急事態措置の解除とその後の対応について

○ 問い合わせ先

福岡県建築都市部建築指導課

木村、藤岡

電話：092-643-3720